

氏名(本籍)	鍾 <small>しょう</small> 家 <small>か</small> 新 <small>しん</small> (中国)
学位の種類	博士(社会学)
学位記番号	博甲第1,183号
学位授与年月日	平成6年3月25日
学位授与の要件	学位規則第5条第1項該当
審査研究科	社会科学研究科
学位論文題目	戦時下日本の社会保障制度の社会学的研究 —福祉国家の形成における戦争の役割—
主査	筑波大学教授 副田 義也
副査	筑波大学教授 岩瀬 庸理
副査	筑波大学講師 樽川 典子

論 文 の 要 旨

本論文の目的は、社会保障制度の形成と発展の過程に関する従来の日本の経済学、社会学などの社会科学的研究が見過してきた、社会保障制度の形成・発展と戦争とのかわりに焦点をあわせ、15年戦争が日本の社会保障制度の形成と発展を促したということを明らかにすることにある。

本論文は、『国民健康保険法経過記録』、『木戸幸一日記』、『木戸幸一関係文書』、『日本社会保障前史資料』、などのような、会議の記録、日記、法律、関係者の回顧録、などの第一次資料を中心とし、同時に、『内務省史』、『厚生省五十年史』、『近衛文磨』、当時の論文、新聞記事などを参考資料としている。本論文においては、歴史社会学の方法が主に採用されている。

本論文は三部によって構成されている。第一部は、先行研究、問題設定および理論の枠組みについて紹介・分析を行う。まず、歴史的概念としての「福祉国家」の本質を考察し、つぎに、従来の日本の社会科学における、社会保障制度（福祉国家）の形成過程についての説明を紹介し、そしてその種の説明の限界を指摘する。最後に、イギリスとアメリカの福祉国家の形成における戦争の役割についての研究を考察する。

第二部は、日本における社会保障の政策主体の形成において、最も重要であった戦争時下における厚生省の創設について、考察を行う。この部分では、主につぎの3つの事柄を中心に検討する。つまり、①厚生省創設の過程・創設の理由（背景）・創設当時の機構、②厚生省の創設における陸軍省・近衛内閣・内務省の役割、および③厚生省の創設当時、保険行政の一元化をめぐる内務省と通信省、商工省などの争い、である。これらについての検討を通して、厚生省の創設が戦争と深く関わったことが明らかにされている。

第三部は、二つの章によって構成され、戦時下における日本の社会保障の有力な制度の形成におい

て、最も重要であった国民健康保険制度および労働者年金保険制度の創設について、考察を行う。

第三部第一章は、戦時下の健兵健民政策の一環としての国民健康保険制度の創設を究明する。まず、現行国民健康保険のヒント・農村恐慌下における民衆生活・出征兵士の心理安定と国民健康保険制度の創設・国民健康保険の立案当時の事情について検討する。つぎに、国民健康保険の成立過程を素描し、国民健康保険の成立と日中戦争との関係を分析する。さらに、国民健康保険をめぐる、日本医師会・産業組合・地方長官などの意見と反対にかんしての考察を通して、国民健康保険創設の社会的影響とその狙いを究明する。最後に、健兵健民政策の一環としての国民皆保険運動の展開過程を考察する。

第三部第三章は戦時下の労働者年金保険制度の創設を明らかにする。まず、労働者年金保険制度の創設過程を素描し、労働者年金保険法制定当時の法の概要を示し、そして、労働者年金保険制度の創設の狙いを分析する。つぎには、労働者年金保険制度の改正過程、背景を考察する。最後には、労働者年金保険制度と厚生年金保険制度の事業の概況、つまり、適用事業所数および被保険者数の増加および財政状況を検討する。

本論文の主要な発見は、つぎの歴史的事実にかんする命題群と最終命題に示すとおりである。歴史的事実にかんする12個の命題。〈1〉厚生省の創設は壮丁の体位の低下に対する国家の政府組織面での対応であった。〈2〉厚生省の創設は日中戦争で加速された。〈3〉厚生省の創設は陸軍が近衛内閣や内務省と対抗・利用しあいながら推進したものであった。〈4〉国民健康保険制度の創設は健兵健民政策の一環であった。〈5〉国民健康保険制度の創設は出征兵士の心理安定のためであった。〈6〉国民健康保険制度の創設は日中戦争で加速された。〈7〉国民健康保険制度の創設は内務省が日本医師会の反対を抑えながら推進したものであった。〈8〉「第一次国民皆保険」運動は戦局の激化で推進された。〈9〉労働者年金保険制度の創設は戦時下の社会安定のためであった。〈10〉労働者年金保険制度の創設は労働者の心理安定のためであった。〈11〉労働者年金保険制度の創設は戦費の調達のためであった。〈12〉労働者年金保険制度から厚生年金保険制度への改正は戦局の激化による要請であった。以上の歴史的事実にかんする12個の命題は、「戦争が日本における社会保障の政策主体と有力な制度・政策の形成を促進した」という本論文の最終命題に帰結するものである。

審 査 の 要 旨

社会保障制度の形成過程について、従来の日本の社会科学、主に経済学、社会学の領域においては、多くの場合、マルクス主義の方法によって説明が行われた。すなわち、資本主義社会は資本主義体制であるがゆえに、失業問題などのような社会問題を必然的に生み出す。資本主義社会はその体制を維持するための問題解決策として社会保障制度をつくる、という「体制維持論」である。その「体制維持論」は、日本の社会保障制度の一部、例えば、1992年に制定された健康保険法の形成過程などを一応説明・分析することができる。しかし、日本の社会保障制度の異なる時期に登場したものには、その形成において多元的な要因があり、前述のような「体制維持論」だけでは説明しきれないものもあ

るのである。本論文は戦時下日本における社会保障の政策主体と制度・政策の形成・発展を戦争とのかかわりで、究明したのである。

日本の社会保障制度と戦争とのかかわりにかんして、「体制維持論」という立場をとった日本の学者の多くは、戦争を社会保障制度を妨害し、破壊するものとして考えてきた。大砲かバターかというフレーズは、その基本思想をあらわすものであった。筆者の結論は、このような定説に対して、正面から異議を申し立てる。本論文を通してあきらかにしてきたように、戦争には日本の社会保障制度の形成と発展を促した一面もあるというのである。

1930年代から1945年の敗戦まで、日本政府は一方では、戦争国家・「高度国防国家」を建設したが、他方では、同時にのちに福祉国家の実体となる政府組織と制度・政策を建設していた。準戦時体制、あるいは戦時体制のもとで、「いい兵隊をとるため」と軍事体制を強化するため、組織面においては、1938年、衛生行政、保険行政、社会行政などを主管する社会保障の政策主体・厚生省が創設された。厚生省の創設を加速した主な歴史的背景は、1937年の日中戦争の勃発とその長期化の様相であった。制度・政策面においても、飛躍があった。現在、日本における福祉国家の主要な部門の一部となっている国民健康保険と厚生年金保険はいずれも、戦時下において創設されたのである。当時の全国民の六割を対象とした国民健康保険は戦時下の「健兵健民政策」の一環として、実施された。労働者年金保険は、戦時下の社会安定対策の一環として制定された。それら以外に、船員年金保険などもつくられ、健康保険についても大幅の改正が行われた。要するに、戦前の日本は「福祉国家」という名称こそ使わなかったが、事実上では、福祉国家に非常に近い体制を作り上げた。しかも、それは、戦後の福祉国家体制の中核になっている。

これらの歴史的経過を著者は、膨大な第一次資料、第二次資料を読破、整理・分析して実証的に描き出し、日本の社会保障の歴史社会学的研究に新局面をひらいた。その学問的貢献はきわめて大きい。

ただし、本論文は大学院学生の博士学位請求論文として限られた時間で執筆された作品ゆえ、論旨の展開が結論をめざして一直線にのびている感があり、複雑な構造をもつ歴史を十分なふくらみにおいてとらえていないという批評はまぬがれない。これらについては著者の今後のさらなる研究を望みたい。

よって、著者は博士（社会学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。